

屋外支援班の業務

1	情報把握	2
2	組織づくり	3
3	食料・物資の配布	3
4	情報の提供	3
5	配慮が必要な人への対応	4

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

屋外支援班の業務 1	実施 時期	展開期～
情報把握		
(1)避難所登録票からの把握 □ 総務班名簿係と連携し、避難所登録票から、車中泊・テント泊や避難所以外の場所に滞在する人の情報を把握する。 □ 車中泊、テント泊などの人がいたら、エコノミークラス症候群や車の排気ガスによる健康被害防止のため、避難所(屋内)へ移動するよう勧める。本人の意思で車中泊を続ける場合は、『災害時における車中泊避難ガイド』やリーフレット集を活用して注意を呼びかける。 →使おう！リーフレット集 エコノミークラス症候群を予防しましょう(p.3) (2)未登録者の把握 □ 地域(自治会、自主防災会、町内会など)の役員などの協力を得て、自治会、町内会に属していない人も含め、避難所に登録していない者の所在や状況を把握する。 □ 未登録者には、食料や物資の配布、情報の提供など支援を行うために必要なため、避難所登録票(様式集 p.17～)を避難所に提出するようお願いする。 □ 要配慮者については民生委員や介護施設などの福祉サービス事業者と連携するなどの方法も検討する。 □ 発災直後で人手が足りない場合は、自宅の様子を見に行く人などにも協力してもらい、近隣の住家の人などに声をかけてもらう。 <聞き取り内容(個人情報など)の取扱い> ・聞き取った情報は避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし、個人のプライバシーに関わる内容は口外しない。 →要配慮者本人や家族に必ず確認！ ・聞き取った情報を、避難所運営のために最低限必要な範囲で、避難所運営委員会や各運営班、グループ長と共有することを伝える。 ・個人のプライバシーに関する内容は、口外しないことを伝える。 ・必要に応じて、医師や保健師、ボランティアなど外部の支援者とも共有する場合があることも確認する。		

屋外支援班の業務 2	実施 時期	展開期～
組織づくり		
□ 1で把握した情報をもとに、車中泊・テント泊避難者や避難所以外の場所に滞在する人のとりまとめを行うため、マニュアル本編(p.21～22)を参考に一定の範囲の世帯を「グループ」とする。 □ すでに「グループ」がある場合は、1で把握した情報を追加し、必要に応じて編成しなおす。 □ マニュアル本編(p.21～22)を参考に、グループごとにグループ長を選出してもらう。		

屋外支援班の業務 3	実施 時期	展開期～
食料・物資の配布		
□ 避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p.11)を参考に、配布の時間、場所、方法などを、グループ長を通じて車中泊・テント泊避難者や避難所以外の場所に滞在する人全員に伝え、避難所内の配布場所まで取りに来てもらう。 □ やむを得ない理由で避難所まで取りに来られない人には、要配慮者支援班と連携し、ボランティアを活用して配送するなど対策を検討する。		

屋外支援班の業務 4	実施 時期	展開期～
情報の提供		
□ 連絡・広報班と連携し、避難所の建物外(敷地内)の車中泊・テント泊避難者等が見やすい場所にも情報掲示板を設置して避難所と同様に情報を提供し、こまめな閲覧を促す。 □ 重要な情報は、グループ長への伝達や物資の受け渡し時に伝えるなど工夫し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p.11)を参考に、全員に伝える。		

屋外支援班の業務 5	実施 時期	展開期～
配慮が必要な人への対応		
□ 要配慮者支援班と連携し、車中泊・テント泊避難者などのうち、配慮が必要な人の情報を共有する。 (1)車中泊・テント泊避難者への支援 □ 保健・衛生班と連携し、車中泊避難者のエコノミークラス症候群や車の排気ガスによる健康被害防止のための対策を行う。 □ 必要に応じて保健・衛生班や総務班と連携して保健師や医療チーム、DCAT(災害派遣福祉チーム)などの派遣を、市職員を通じ、市災害対策本部に要請し、巡回してもらう。 □ 総務班と連携し、車中泊・テント泊での生活が長期にならないよう、本人の希望を聞いて、避難所建物内への移動を勧める。 (2)避難所以外の場所に滞在する人への支援 □ 要配慮者支援班、連絡・広報班、食料・物資班と連携し、家族などの支援者がおらず、避難所へ自力で行くことができない人など、特に配慮が必要な人の情報を把握し、食料や物資の配布や情報提供の方法について検討する。 □ 要配慮者支援班と連携し、自宅や避難所などでの生活の継続が困難となっている人がいる場合は、アセスメントシート(様式集 p.50)により、市職員を通じ、市災害対策本部に近隣の福祉避難所などでの受け入れを要請する。		